



フクナガ便利

青色申告で特別控除10万を獲得!!
～経費(償却費)って何?～

こんにちは。福永会計事務所の柳生です。
肌寒い日が続きますね。そろそろ本格的な冬到来といったところででしょうか。
体調管理をしっかりとって、利用者さまを気持ち良くサポートして下さいね。

さてさて、今回は「経費(償却費)」についてお話したいと思います。

税金の計算上、**一定の金額(10万円)以上で取得したモノ**は、
原則として一括で経費にすることはできません。

皆さんの場合であれば、「車両」と「開業費」等が該当するかと思います。



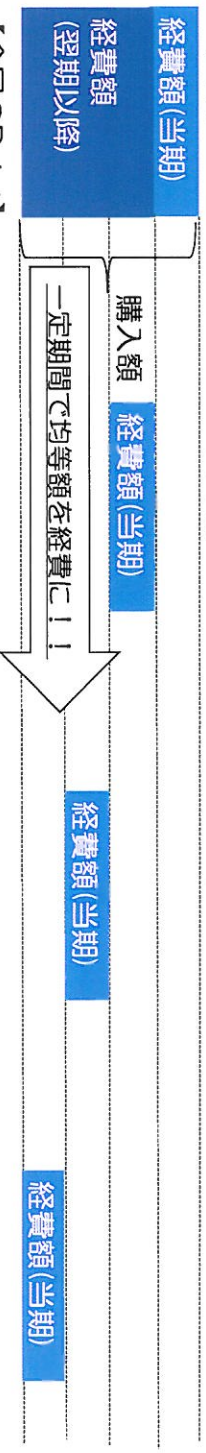
では、どうやって経費にするかと言えば、「償却」という方法で今年の経費の金額を決定します。
下記では、定額法の場合の「車両」と「開業費」を例にお話していきます。

【償却イメージ(定額法)】

1年目 2年目

3年目

最終年



【今回のPoint】

① **10万円以上のモノは原則定額法**により、今年の経費の金額を計算する。

※中古の場合及び定率法による計算等は、弊所HP【大阪介護事業サポートセンター】を参考に。

② 開業前に使ったお金は、「**開業費**」の勘定科目で一括で経費にできる。

【減価償却資産の償却方法(例：車両)】 ※車両以外でも計算方法は同じです。

① 償却方法：定額法

※個人事業主さまの場合は原則定額法

② 取得価額：200万円※購入額

③ 耐用年数(償却率)：5年(0.200)

※大型は5年、それ以外は3年(0.334)

④ 取得年月：24年11月※(本年使用期間は2か月)

$$= 200万 \times 0.2 \times \frac{2}{12} = 66666.666 \dots \rightarrow 66,666(経費額)$$

【繰延資産の償却方法(例：開業費)】

① 償却方法：任意償却(一括で経費する方法)

② 取得価額 100万円

※開業前に支払った経費の集計金額

$$\text{②取得価額 } 100万 = \text{本年分の普通償却費 } 100万円(経費額)$$

【決算書(減価償却費の計算)の記載事例】

| 減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む) | 面積 又は 数量 | 取得 年月日 | 取得価額 (償却保証 額) | 償却の 基礎にな る金額 | 償却 方法 | 耐用 年数 | 償却率 又は 改定 | 本年中の 償却期間 | 本年分の 普通償却費 | 割増 (特別 償却費) | 本年分の 償却費合計 | 事業 専用 割合 | 本年分の 必要経費 算入額 | 未償却残高 (期末残) | 摘要 | |
|-----------------------------|----------------|-----------|---------------------|--------------------|----------|----------|-----------------|--------------|---------------|-------------------|---------------|----------------|---------------------|----------------|----|--|
| 3月\VOXY 開業費 | 1 | 24.11 | 200万 | 200万 | 定額 | 5 | 0.2 | 2/12 | 66,666 | | 66,666 | 100 | 66,666 | 1,933,334 | 0 | |
| | | | 100万 | 100万 | 繰延 | | | 2/12 | 100万 | | 100万 | 100 | 100 | 100万 | | |

介護タクシー通信 年間予定

5月号 家計簿を書く!! 7月号 売上の計上方法

9月号 勘定科目って何? 11月号 経費(償却費)

1月号 確定申告の必要書類一覧

福永会計事務所では、無料相談会を行っております。

お気軽にお問い合わせ下さい。

お問合せ先：柳生(やぎゆう)

0120-135-459



発行元：福永会計事務所